

## 6 法人税・所得税・消費税

52. 法人設立から開業までのスケジュールを立てよう
53. 法人設立登記の留意事項
54. 決算に向けて①～記帳指導と月次指導の向上
55. 決算に向けて②～納税予測と事前協議
56. 決算報告（次年度経営計画策定）
57. 会社法における税理士の業務
58. 中小企業の会計に関する指針
59. 中小企業の会計に関する基本要領
60. 「中小企業の会計に関する指針」、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストを利用しよう
61. 新規関与にあたり会社の規約内容等をチェックしよう
62. 法人税・所得税・消費税の届出や申請関係事務の管理はできていますか
63. 新規設立法人の届出書類
64. 生命保険契約の管理台帳は完備していますか
65. 消費税の選択適用は適正か
66. 新規設立法人の消費税選択適用の計画を立てよう
67. 「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出失念に要注意
68. 新規設立法人の簡易課税適用について
69. 課税期間短縮の特例を活用しよう
70. 適格請求書発行事業者の登録申請を適切に行おう

## 5 2. 法人設立から開業までのスケジュールを立てよう

### 【ポイント】

個人事業者が法人成りを考える場合には、経営を合理化し社会的信用度の高い法人を設立し、事業の発展を第一の目標とする中で、所得税と法人税の制度的な相違点による税効果について指導すべきである。法人設立から開業までのスケジュールを立てるとともに、中長期の営業（収支・CFなど）計画を設計することで、依頼者に不利益を与えることのないように注意をすべきである。

### 【注意点】

- ① 所得税と法人税の制度的な相違点による税効果について説明するとともに、中長期の営業（収支・CFなど）計画の設計を行い、依頼者が判断を誤ることのないように説明責任を果たすことが大切である。
- ② 法人設立にあたり、資本金の額・株主構成・役員構成により法人税等の取扱いに差異が生じるので、依頼者が判断を誤ることのないように具体的なシミュレーションを説明することで、税理士としての説明責任を果たすことが大切である。
- ③ 法人設立後、新規法人用法規チェックリスト及び社内規定リストを活用し、社内規定の整備を指導する。
- ④ 法人税及び消費税に関する届出書を提出するとともに、届出関係管理台帳に記入するなど、事務所内で提出状況を的確に管理する。
- ⑤ 個人資産引継ぎ契約書又は不動産賃貸借契約書等を作成するとともに、取締役会の承認の議事録を作成する。
- ⑥ 関与先の取締役又は監査役に就任する場合には、役員に課せられた役割や責任を十分に理解・検討し就任することが重要である。

### 【詳細はこちら】 [会社法](#)

法規チェックリスト（新設会社）  
社内規程等整備チェックリスト

## 5 3. 法人設立登記の留意事項

### 【ポイント】

会社法は、小規模会社法制の整備と定款自治・選択肢の拡大といった規制緩和に重点を置き、非公開会社の機関設計を自由にしている。これに伴い、会社の設立目的により、資本金の多寡、取締役の任期、取締役会の設置、監査役の設置等選択の幅が広がった。法人設立に当たっては、慎重な選択適用を行うことが求められる。

### 【注意点】

#### ① 株式会社設立の留意事項

- イ 株式の譲渡制限を設けなければ公開会社となるが、株式譲渡制限をどうするか。
- ロ 最低資本金制度が廃止されたが、資本金をどうするか。
- ハ 非公開会社は取締役会を設置しなくてもよいが、どうするか。
- ニ 取締役会を設置しない場合の取締役の員数を何人とするか。
- ホ 取締役会を設置しない場合の監査役の設置をどうするか。
- ヘ 会計参与の設置が可能となったが、どうするか。
- ト 非公開会社の取締役の任期は10年まで伸ばせるが、どうするか。
- チ 公告の方法は登記事項であり、官報、新聞又は電子公告があるが、このうちいずれを選ぶか。

#### ② 合同会社設立の留意事項

- イ 出資者は全員が有限責任で資本充実を図る必要があるため、出資の目的物は金銭その他の財産に限られる。
- ロ 定款認証の必要がなく、絶対的記載事項の記載があれば登記が可能である。その他は任意的記載事項で会社が定款に規定しておくことではじめて効力を生じる。そのため定款の定めの有無が税務上の取扱いに影響を与えるので注意が必要である。
- ハ 定款で出資比率に関係なく議決権を決めることができる。
- ニ 定款で出資比率に関係なく剰余金の配当割合を決めることができる。

【詳細はこちら】 [会社法](#)  
定款サンプル集

## 5 4. 決算に向けて①～記帳指導と月次指導の向上

### 【ポイント】

早期に決算を確定させるための、税理士事務所として最も重要なポイントは、月々の月次指導体制が構築されることである。そのためには、依頼者における記帳体制が確立されていること、つまり自計化が行われていなければならない。

依頼者側で基本的的に的確な財務処理が行われれば、税理士は決算処理及び申告調整に集中することができ、業務時間の短縮と月々の正確な財務諸表の作成が可能となる。業務時間の短縮により、他の付加価値業務の提供にもつながり、正確な財務諸表の作成は、決算処理・申告調整の短縮につながるとともに、早期に決算が確定する体制が確立される。

### 【注意点】

- ① 決算業務を適切に処理することは、自社の経営成績や財政状態を経営者自身が把握し経営に活かすために重要である。適切な処理を行うためには、月々の経営数字の早期把握が必要不可欠であり、そのために依頼者における財務処理の自計化が重要である。
- ② 依頼者での自計化の構築のためには、顧問契約を結んだ時点で、その依頼者の記帳レベルがどの程度のものかを把握し、水準に達していなければ、時間がかかっても水準に達するまでの丁寧な初期指導を行うことが何よりも重要である。
- ③ 自計化が当初無理でも、最低限初期指導において入力までの作業（記帳）は依頼者側で確実にできる体制を作っておかなければ、決算業務はすべて遅れるものと考えなければならない。
- ④ 依頼者側での自計化の体制ができていれば、月々の月次指導が向上し、早期のチェックや指導が可能になり、経営の見直しや資金調達計画の作成ができることになる。

## 5.5. 決算に向けて②～納税予測と事前協議

### 【ポイント】

決算の3～4ヶ月前になれば、過去の推移等から今期の後半の動向が予測でき、決算予測がある程度可能となる。この時点で決算に向けての改善策等を依頼者と協議することが必要である。決算事前協議とは、期末までに達成したい目的について経営者に確認をし、それを折り込んだ決算予測金額と消費税額を含めた納税予測額を算出し、更に協議を重ねていくことである。

決算の3～4ヶ月前に、このような事前の対策をすることによつて的確な経営状況が把握でき、余裕をもった決算対策を行うことが可能となる。

当期の納税資金のための資金繰り等を事前に確認することが、依頼者との信頼関係を構築するためにも効果的なことである。

### 【注意点】

- ① 申告月になって初めて多額の納税額を告げられると、日々資金繰りに悩んでいる経営者の多くは、ある程度予測していたとしても、何故もう少し早く確認してくれなかったのかと思うものである。それが税理士に対する不満となり、やがて解約につながるケースも多い。このことによる不満やトラブルを回避するために、決算事前協議を実施すべきである。  
例えば、車両の買換え等、新規の設備投資等がある場合には対応に留意する。
- ② 決算事前協議における目的の一つに、納税資金の確保がある。今期の予測税額を算出したら、資金計画について確認しておこう。余裕のない企業では、資金が他の用途に流れがちとなり、納税が後回しとなる。明確な資金計画に基づき期限内納税を遵守する重要性について、依頼者に認識させるべきである。
- ③ この協議を定期的に開催することで、自社の経営成績や財政状態を経営者自身が的確に把握し、定期的な協議を重ねることで、依頼者の将来的な構想（例えば事業承継等）について検討することも可能となる。
- ④ 幹部を交えた会議であれば、税理士が経営者や幹部に代わって言いにくいことを伝える役割を演じることで、経営者や幹部の共通認識の醸成にも役立つこととなる。

## 56. 決算報告（次年度経営計画策定）

### 【ポイント】

景気変動などの外的要因や自社の様々な内的要因の変化に伴い、経営の好不調の波があるのは当然である。

このような環境の中、経営者は会社の実情と課題を定期的につかむことにより、経営に役立てたいと常に考えている。この実情と課題をつかむためには、決算報告に併せた次年度経営計画策定が有効である。

決算終了後に、この決算報告と次年度経営計画策定を組み込み実施することは、自社の今後の動向と方向付けを経営者に意識付け、継続的な黒字経営の体質を作ることにつながる。

### 【注意点】

- ① 「今期は赤字だが、来期は確実に黒字が見込まれる。」あるいは、「新規設備投資のために銀行借入予定があるので、今期決算は黒字でなければならない。」など、経営者は自社の今後の動向についてそれなりの見通しを持っている。
- ② 経営者に自社の姿を数字で把握してもらうために、まず決算報告で過去の業績が経営者の当初の思いを反映しているのかを確認してもらい、それを踏まえて次期経営計画により経営者の将来への思いを数字により表現するのである。  
経営計画を策定したら、その計画の実践期において定期的に予実対比を確認し、計画実現のための修正及び方策の検討を常に繰り返し実行していかなければならない。
- ③ 決算報告も次年度経営計画策定も全社員を対象にして行うのが理想ではあるが、少なくとも経営幹部には初めから必ず参加してもらい、経営者の思いを共有するための場と時間を作ることにも有効である。

## 57. 会社法における税理士の業務

### 【ポイント】

会社法の中に税理士の業務として規定されているのは、現物出資財産の価額の証明と会計参与である。ただし、企業においては、設立から運営そして清算終了まで全ての場面で会社法の規定の適用を受けるのであるから、その場面ごとに対応を迫られることになる。中小企業の身近な相談者として税理士は、企業を守るために会社法に準拠した運営が行われるように助言及び指導することが求められている。また、会社法の改正に伴い税務上の取扱いも変更されているので、その取扱いに間違いのないようにしなければならない。

### 【注意点】

- ① 会社法の中に税理士の業務として規定されている項目
  - イ 現物出資財産の価額の証明
  - ロ 会計参与
- ② 依頼者に対し助言及び指導が求められている項目
  - イ 株式会社の設立においては、最低資本金の撤廃・株式の譲渡制限・機関設計の多様化等、規模や運営方針に合った会社を作ることができる。
  - ロ 会社の運営形態から、株式会社と比較して内部関係が自由な持分会社を活用しよう。
  - ハ 役員の給与等は、利益処分による賞与が廃止され、定款又は株主総会決議により定められる。法人税法の取扱いとの関係に注意することが大切である。
  - ニ 最低資本金制度が廃止された代わりに、債権者保護のための制度として、株主に剰余金の配当を行うことができるのは、純資産額が300万円以上の場合に限られる。
  - ホ 資本の部の変更に対応し、法人税法上は固有概念としての「資本金等の額」が規定されたことに伴い、会計と税務の取扱いに異なる事となる場合があるので注意が必要である。
  - ヘ 組織変更・合併・会社分割・株式交換・株式移転の自由化が進められたことに対する税務上の対応が問われる。

【詳細はこちら】 [「現物出資等における財産の価額の証明等に関する実務」〔改訂版〕（日税連）](#)

[「会計参与制度の手引き」（日税連）](#)

[「会計参与の行動指針」（日税連・日本公認会計士協会）](#)

[「会計参与の権限と責任 Q&A」（日税連）](#)

### 【関連項目】

[No. 91 「会計参与の勧め」](#)

[No. 92 「会計参与の責任（付．賠償責任保険）」](#)

[No. 99 「現物出資等における財産価額証明業務」](#)

## 58. 中小企業の会計に関する指針

### 【ポイント】

すべての株式会社は、会社法の規定により、計算書類の作成が義務付けられている。

「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小会計指針」という。）は、中小企業が計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示したものである。

したがって、中小企業は、中小会計指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。特に会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、中小会計指針に拠ることが最適である。

中小会計指針は、望ましい会計処理について網羅的に示すのではなく、中小企業において必要とされる項目について、限定的・重点的に言及している。

### 【注意点】

- ① 株式会社は、会社法により一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うとともに、適時に正確な会計帳簿と計算書類の作成が義務付けられている。  
中小企業においても、その特性を考慮した一定の会計基準に従って計算書類を作成することが求められている。
- ② 平成14年6月に中小企業庁が発表した「中小企業の会計に関する研究会報告書」を契機に日本税理士会連合会等がまとめた本指針が平成17年8月に公表された。その後、数回の改正を経て現在の「中小企業の会計に関する指針（平成31年2月27日改正）」となっており（令和3年4月現在）、今後の改正にも注視しなければならない。
- ③ 中小会計指針に拠ることが推奨される理由は、会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきであるとするところにある。また、専ら中小企業のための規範として活用するため、一定の場合には、会計処理の簡便化や法人税で規定する処理の適用が認められる。
- ④ 中小企業の経営者が会社の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も会計情報に期待される役割として大きい。中小会計指針ではその点も考慮して、中小企業が拠ることが望ましい会計処理や注記等を示している。
- ⑤ 中小会計指針は、会社法において導入された会計参与制度において、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たり、拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。
- ⑥ 実際の適用に際し、本指針に記載のない項目の会計処理を行うに当たっては、「この指針の作成に当たっての方針」に示された考え方に基づくことが求められる。

【詳細はこちら】 [会社法](#)  
[中小企業の会計に関する指針](#)

## 59. 中小企業の会計に関する基本要領

### 【ポイント】

すべての株式会社は、会社法による規定により、計算書類の作成が義務付けられている。

前述の中小会計指針は会計参与設置会社を念頭に策定されたものであるが、中小企業にはそのような会社は多くないこと、また、国際的な会計基準との共通化のため、中小会計指針が年々複雑化してきているといった面があった。

そこで、多くの中小企業の実態に即した新たな「中小企業の会計処理のあり方を示すもの」を検討し、平成24年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）が策定された。

### 【注意点】

- ① 中小会計要領は、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。
- ② 中小会計要領を策定するに当たり考慮された点
  - イ 企業の経営者が活用しようと思えるよう理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
  - ロ 中小企業の利害関係者への情報に資する会計
  - ハ 中小企業の実務における会計慣行を十分に考慮し、会計と税制の調和を図ったうえで会社計算規則に準拠した会計
  - ニ 計算書類等の作成負担は最小限にとどめ、中小企業に過重な負担を課さない会計
- ③ 中小会計要領は、国際会計基準（IFRS）の影響を受けないものとした。また、利用に当たっては、適切な記帳が前提とされている。記帳は、経営者が自社の経営状況を適切に把握するために重要であり、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならないとしている。

【詳細はこちら】 [中小企業の会計に関する基本要領](#)

## 60. 「中小企業の会計に関する指針」、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストを利用しよう

### 【ポイント】

計算書類の作成に当たり中小会計指針又は中小会計要領に示す「拠ることが望ましい会計処理や注記等」に従っているかどうかを確認するためには、チェックリストによるチェックが不可欠である。

中小会計指針又は中小会計要領に基づいた会計処理や注記等により作成された計算書類は、企業の対外的信用力を高める要素になる。その信頼性に注目し、融資の際にチェックリストの提示を条件に優遇措置を設けている金融機関（信用保証協会、日本政策金融公庫等）が多い。

### 【注意点】

- ① 日本税理士会連合会では、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」及び「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」を作成し、税理士会員に提供している。
- ② 中小会計指針又は中小会計要領に基づいた会計処理や注記等により作成された計算書類は、対外的信用力を高める重要な要素のひとつとなる。
- ③ 金融機関は税理士が作成したチェックリストを提示することで、中小会計指針又は中小会計要領に基づいた計算書類にある意味の担保力を持たせることを意図している。なお、現在では金融機関は「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」を要求することが多くなっている。
- ④ したがって、税理士は、これらのチェックリストを作成するに当たっては、事実に沿って作成することが必要であり、虚偽記載を行ってはならない。
- ⑤ このチェックリストは、法33条の2に規定する書面添付のためのチェックリストとは目的を異にするので注意しなければならない。

【詳細はこちら】 [「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」](#)  
[「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」](#)  
[リーフレット「会計ルールを経営に活かす」\(日税連\)](#)

## 6 1. 新規関与にあたり会社の規約内容等をチェックしよう

### 【ポイント】

税理士の専門家責任を全うするためには、会社のことをすべて把握できていることが前提となる。新規関与に当たり、会社の規定、業務の内容及び業績、過去の申告内容等の資料を取得し、かつ、その内容の聴取を行い、会社の内容を十分に把握したうえで業務を開始することが大切である。

### 【注意点】

- ① 会社の登記事項・各種規程・議事録の整備状況を確認し、登記忘れ・未作成の規定がある場合は作成の指導を行う。
- ② 会社の業務内容・株主名簿・組織図等を確認し、同族会社の判定、役員の勤務形態・職務分掌等、申告に影響を及ぼす事項を検討する。選択適用の見直しが必要な場合は指導する。
- ③ 役員報酬額の決定、自己取引の取締役会の承認の議事録が整備されているか確認し、未作成の場合は作成を指導する。また、議事録等のファイリングを指導する。
- ④ 過去の申告の内容により、今期の適用に影響を及ぼす場合があるので、申告書・決算書を取得し、内容の検討を行う。申告書・決算書が不明な場合は、税務署で閲覧を行う。

**【詳細はこちら】** 法規チェックリスト（新設会社・継続会社）  
社内規程等整備チェックリスト  
議事録等の整備状況チェックリスト  
[申告書等閲覧申請書](#)

## 6 2. 法人税・所得税・消費税の届出や申請関係事務の管理はできていますか

### 【ポイント】

青色申告承認申請書の提出を失念したことによる繰越欠損控除の不適用、青色専従者給与の変更届出書の未提出、消費税の届出書未提出等による損害賠償事例が多く発生している。損害賠償事故を防止するため、届出や申請に関する事務の管理を徹底して行うことが重要である。

関与開始時には現状の把握を、事業開始には提出の失念を防止するため、届出書関係管理台帳を利用し、依頼者に不利益を与えないよう、税理士として専門家責任を遂行する必要がある。

### 【注意点】

- ① 関与開始時に法人税、所得税又は消費税に関する届出書が現在どのようになっているか、過去の申告書等の資料を基に聞き取り、確認しながら届出書関係管理台帳に入力し現状の把握をする。その上で、変更が必要かどうか常に確認する。
- ② 事業開始時には、届出書関係管理台帳を利用し、設備投資計画がないか聞き取り、適用誤りのないようにして、期限内に提出する。
- ③ 毎課税期間終了前に直接又は ICT を利用する方法により面談し、次年度の予測を行い、消費税について本則課税と簡易課税の有利・不利の検討を行い、その記録を「面談記録簿及び予測」に残して、後日のトラブルを予防し、適用ミスのないようにする。
- ④ 法人税届出関係管理台帳、所得税届出関係管理台帳及び消費税届出関係管理台帳を作成し、常に最新の状況がわかるようにしておく。
- ⑤ 提出の事実や、提出の年月日を後日確認するためにも、電子申告による届出や申請を行うことが望ましい。

### 【判例・事故例】

- ① 「青色申告承認申請書」の提出を失念したことによる損害賠償事例  
「税理士職業賠償責任保険の事故例」（「税理士界」第 1075 号平成 6 年 4 月 15 日号）
- ② 「青色専従者給与の変更届出書」等事務処理ミス（広島高裁平成 14 年 9 月 25 日判決）

### 【詳細はこちら】

法人税届出書関係管理台帳

所得税届出書関係管理台帳

消費税届出書関係管理台帳

「関与先別消費税経歴表」（東京会、東京地方会、千葉県会）

[「消費税申告等管理マニュアル」（日税連）](#)

↳ 消費税課税方式の選択・承諾

↳ 月別消費税検討一覧表

↳ 関与先別消費税検討一覧表

## 6 3. 新規設立法人の届出書類

### 【ポイント】

新規設立法人の場合は、種々の届出書の提出が必要となる。必ず提出が必要とされる届出書や提出することにより効力が生じる届出書がある。また、提出期限が定められている届出書や期限はないが速やかな提出を求められている届出書がある。したがって、それぞれの届出書の効力、期限等を的確に知っておかなければならない。

また、国に対する届出書類だけでなく、地方公共団体（都道府県、市町村）に対する届出書類もあるので忘れずに処理しなければならない。

税務上の提出書類のほか、法人の行う業務により管轄官庁への届出を要するものがあり、法人に対し注意を促すことも大切である。

### 【注意点】

- ① 法人税に関する届出は、提出期限が一定ではない。法人設立の際に提出すべき届出書等の提出期限をしっかりと把握し、提出遅れなどで法人に不利益が生じないように注意が必要である。また、添付書類の添付漏れにも注意をする必要がある。

#### イ 国（主なもの）

法人設立届出書（法法 148 条）

青色申告の承認申請書（法法 122 条）

給与支払事務所等の開設届出書（所法 230 条）

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書（所法 217 条）

棚卸資産の評価方法の届出書（法令 29 条②）

減価償却資産の償却方法の届出書（法令 51 条②）

#### ロ 都道府県

（例）法人事業税の事業開始等の届出書

#### ハ 市町村

（例）法人等の設立申告書

- ② 届出書類は、国税庁等のホームページからダウンロードすることができる。  
③ 労働保険関係、社会保険関係の諸手続きについても助言することが望ましい。

### 【詳細はこちら】 [国税庁ホームページ](#)

[業務チェックリスト集（近畿会）](#)

[業務チェックリスト一式（日税連）](#)

### 【関連項目】

[No. 62 「法人税・所得税・消費税の届出や申請関係事務の管理はできていますか」](#)

↳面談記録簿および予測  
『適格請求書発行事業者登録申請』に係る確認書  
申告書等閲覧申請書

## 6 4. 生命保険契約の管理台帳は完備していますか

### 【ポイント】

関与先企業は、様々なリスクに備え保険を利用している。物的なリスクに対しての損害保険だけではなく、多くの場合、人的リスクに備え生命保険も利用している。

昨今は、保険商品も多様化しており、様々な商品設計のものがあるために経理処理について判断を要するものが増え、それに伴い、保険料の取扱いに関する通達も数多く出されている。

### 【注意点】

- ① 保険証券は必ず確認する。  
契約者、受取人、被保険者が誰かにより、課税関係に影響することがあり、保険証券で確認する必要がある。
- ② 保険契約については助言をする。  
加入している保険が多いためにかえって資金繰りを悪くしている例もある。その目的に応じ最適な契約を促す必要がある。
- ③ 保険料として経費処理すべき金額を誤って資産計上し税理士に賠償責任があるとされた事例がある。

【詳細はこちら】 [「税理士職業賠償責任保険事故例」\(株式会社日税連保険サービス\)](#)  
生命保険契約一覧表

## 65. 消費税の選択適用は適正か

### 【ポイント】

消費税は、仕入税額控除の方法により納税額が変わるため、事業者に損害を与えないよう細心の注意が必要である。特に、設備投資に係る消費税の還付が受けられなかったことによる損害賠償責任を問われた事例が多く発生している。

新しく関与を開始した事業者である場合や、新規開業した事業者である場合には、設備投資計画がないか聞き取り、適用誤りのないよう、また、免税事業者又は簡易課税適用事業者は、事業年度終了時までに変更の必要がないか十分に注意しなければならない。

### 【注意点】

- ① 「消費税課税事業者選択届出書」の提出を失念したことにより、設備投資に係る消費税の還付が受けられなかった損害賠償事例がある。
- ② 「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出を失念したことにより、設備投資に係る消費税の還付が受けられなかった損害賠償事例がある。
- ③ 「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出すれば、事業年度の中途においても、適用の変更が可能である。提出を失念したことにより消費税の還付が受けられなかった損害賠償事例がある。
- ④ 新規関与時には、現在の選択適用の有利・不利を検討し、必要ある場合は変更の届出書の提出を指導する。
- ⑤ 免税事業者又は簡易課税適用事業者に対しては、次年度における設備投資計画の有無を確認し、設備投資予定がある場合はその課税期間の初日の前日までに変更の届出書の提出を指導する。

【詳細はこちら】 [「税理士職業賠償責任保険事故例」\(株式会社日税連保険サービス\)](#)  
[「関与先別消費税経歴表」\(東京会、東京地方会、千葉県会\)](#)  
[「消費税申告等管理マニュアル」\(日税連\)](#)

## 66. 新規設立法人の消費税選択適用の計画を立てよう

### 【ポイント】

新規設立法人は、事業開始時2年間は原則として免税であるため、消費税の申告を行う場合には消費税課税事業者選択の届出が必要であるが、消費税法12条の2の「新設法人（資本金1,000万円以上）」に該当すれば、第1期の課税売上高が1,000万円以下であっても調整対象固定資産を取得すれば第3期は課税事業者に該当することとなるので、開業3年間は特に注意が求められる。

### 【注意点】

- ① 開業時は支出が多く、また収益が上がり始めるまでに時間を要する場合は考えられる。新規開業に当たり、事業内容・事業計画を確認し、消費税が還付とならないかを検討のうえ「課税事業者選択適用届出書」の提出漏れのないように注意することが求められる。
- ② 資本金1,000万円以上の新設法人は、第1期の課税売上高が1,000万円以下であって、調整対象固定資産を取得していない場合には、第3期は免税事業者となる。第3期目に設備投資を計画している場合は消費税のシミュレーションを行い還付となる場合は、第2期の事業年度終了までに「課税事業者選択適用届出書」の提出が必要である。なお、特定期間（事業開始日以後6ヶ月）の課税売上高による判定に留意する。
- ③ 消費税届出関係管理台帳等を利用し、届出書の提出の失念を防止する。

【詳細はこちら】 [「税理士職業賠償責任保険事故例」\(株式会社日税連保険サービス\)](#)  
[「消費税申告等管理マニュアル」\(日税連\)](#)

## 67. 「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出失念に要注意

### 【ポイント】

税理士の損害賠償事例においては、消費税の届出に関する事例が最も多いが、その中でも本届出の提出等には留意したい。例えば、多額の設備投資に関する情報を事前に入手し、その支出に関する消費税の還付を受ける目的で「消費税課税事業者選択届出書」を提出しても、過去に適用を受けていた簡易課税の取りやめ（消費税簡易課税制度選択不適用届出書）の提出を失念したために消費税の還付を受けることができず、逆に簡易課税による消費税が発生したという事例等が見受けられる。

これらは、善管注意義務違反の典型例であり、専門家として起こしてはならない安易なミスである。税理士として、これらが容易に予防できる事務所内の管理体制を確立する必要がある。

### 【注意点】

- ① 簡易課税制度は、簡易課税制度選択不適用届出書を提出していない限り、簡易課税制度選択届出書の効果は存続する。  
基準期間の課税売上高が5,000万円を超え、原則課税で申告をしている場合、あるいは免税事業者で消費税の申告書を提出不要の場合、その納税者の簡易課税制度の適用の有無について、いつでも確認できる事務所内の管理体制を整備する必要がある。
- ② 特に、新規の顧問先を受け入れた場合などは、直前まで関与していた税理士がどのような届出書を提出していたか細心の注意を払って確認する必要がある。
- ③ 届出書の提出失念による事故は高度な税務判断と異なり、毎決算期の届出状況の確認と見直しの定例化によって容易に予防できる業務であるため、管理台帳を整備し、チェックリストやフローチャートを利用し、容易にミスを発見できる事務所体制を構築することが求められる。

【詳細はこちら】 [「消費税申告等管理マニュアル」\(日税連\)](#)

「関与先別消費税経歴表」(東京会、東京地方会、千葉県会)

## 68. 新規設立法人の簡易課税適用について

### 【ポイント】

設立第1期から簡易課税を選択するケースがあるが、簡易課税制度は選択不適用の届出書を提出しない限り、簡易課税制度選択届出書の効果は存続するので注意が必要である。

簡易課税制度は2年間の継続適用が求められるため、設立第1期の課税期間が1年未満の場合、2年を経過する日が設立第3期の課税期間内にある場合には、届出の効果が継続されて第3期も簡易課税が適用されるので注意したい。

設立第3期目は、課税・免税の判断で、思い込みやウッカリによるミスが多いため、特に届出関係のチェックや基準期間の課税売上高の確認を細心に行う必要がある。

### 【注意点】

- ① 新設法人（資本金1,000万円以上で設立した法人）は、基準期間がない課税期間であっても設立第1期、設立第2期は課税事業者となる。設立第3期については基準期間の課税売上により判定を行うが、調整対象固定資産を取得している場合には、課税事業者となるので注意が必要である。
- ② 基準期間の課税売上高が1,000万円以下である場合には、確定申告をすれば還付金額が発生する場合であっても、事前に「消費税課税事業者選択届出書」を提出していなければ確定申告をすることができないので、資本金の金額にかかわらず注意が必要となる。
- ③ 課税事業者が簡易課税制度を選択する場合には、事業を開始した課税期間を除き、適用しようとする課税期間の初日の前日までに「簡易課税制度選択届出書」の提出を行う必要がある。

簡易課税制度は、選択不適用の届出書を提出しない限り、簡易課税制度選択届出書の効果は存続するので注意が必要となる。

【詳細はこちら】 [「消費税申告等管理マニュアル」\(日税連\)](#)

「関与先別消費税経歴表」(東京会、東京地方会、千葉県会)

## 69. 課税期間短縮の特例を活用しよう

### 【ポイント】

課税期間短縮の特例は、本来1年間である消費税の課税期間を、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出することで3ヶ月ごと又は1ヶ月ごとに短縮できるとする制度である。

これを利用することにより、輸出事業者等が消費税の還付を早く受けられるようになったり、免税事業者等が設備投資により消費税の還付請求ができるようになったりするので、これは納税者にとってメリットのある制度ではある。しかしこの特例の適用には、期限内提出やその後の申告作業の煩雑さ等、税理士としての判断が重要になり、尚且つ判断ミスにより税理士の責任が問われる場合もあるので、適用に関しては十分に注意することが必要である。

### 【注意点】

- ① 課税期間短縮の特例は消費税法19条に定められている。課税期間は、個人事業者の場合は暦年で、法人の場合は事業年度であるが、課税期間の特例を選択することにより、その課税期間を3ヶ月ごと又は1ヶ月ごとの期間に短縮することができる。
- ② 消費税課税期間特例選択・変更届出書の効力は、その提出日の属する期間（その提出日の属する期間が事業を開始した日の属する期間等である場合にはその期間）の初日以後に生ずることとなる。
- ③ 課税期間短縮の特例は、短縮した期間ごとに消費税の確定申告と納税が必要であり、2年間は強制適用とされる。
- ④ このような課税期間の短縮の特例を利用するに当たり、税理士はミスが発生しないよう事前のチェックを怠らないようにしなければならない。しかし判断ミスは誰にでも起こり得るので、日頃より問題発生時の対策を検討することも専門家として必要なことである。

## 70. 適格請求書発行事業者の登録申請を適切に行おう

### 【ポイント】

納税義務のない者について、適格請求書発行事業者となるか否かの判断には、消費税負担の有無と負担額を含めた経済合理性の判断が不可欠である。また、請求書等の要件整備に関する指導、登録申請書と関連する届出書の適切な提出など様々な問題が伴う。

顧問先が適格請求書発行事業者となることについて十分な理解が得られるよう、配慮する必要がある。登録申請の際には、顧問先とのトラブルを未然に防止するために「適格請求書発行事業者」登録申請に係る確認書を積極的に活用していただきたい。

### 【注意点】

令和5年10月より、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるインボイス制度が開始される。インボイス制度では、売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、適格請求書（インボイス）を交付しなければいけない。適格請求書発行事業者となるためには、登録申請が必要となる。

登録申請はe-Taxにより提出することで、書面よりも早期に登録通知書を受領でき、通知書を紛失等した場合のリスクも少なくなる。事業者間の円滑な取引を支援する意味からもe-Taxを利用すべきである。

登録申請にあたっては、次のような点について検討すべきである。

- ① 登録申請をして適格請求書発行事業者になると、事業者には適格請求書の交付義務が生じる。
- ② 免税事業者は課税事業者となり消費税負担が生じることとなる。
- ③ 簡易課税を選択する場合には、消費税簡易課税制度選択届出書を適切に提出する必要がある。
- ④ 免税事業者が登録申請しない場合には、消費税負担が生じない反面、取引先からの値引き要請等において適切な対応が求められることとなる。
- ⑤ 適格請求書発行事業者になると基準期間の課税売上高が1,000万円以下になっても免税事業者とならないため、消費税申告は必要となる。免税事業者となるためには、取消しを求める課税期間の初日から15日前の日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消を求める旨の届出書」を提出する必要がある。

登録申請の際には、顧問先とのトラブルを未然に防止するために、「適格請求書発行事業者」登録申請に係る確認書を活用していただきたい。

【詳細はこちら】 [『適格請求書発行事業者』登録申請に係る確認書（日税連）](#)